

少年に殴る蹴るの暴行 放課後等デイサービス施設の代表に執行猶予付きの有罪判決 大阪地裁

9/9(月) 12:15 配信  

MBS NEWS



MBSニュース

大阪府吹田市の放課後等デイサービスで当時15歳の少年に暴行した罪に問われている施設の代表に対し、大阪地裁は執行猶予付きの有罪判決を言い渡しました。

判決によりますと、吹田市の放課後等デイサービス施設「アルプスの森」の代表・宇津慎史被告（61）は去年2月から4月にかけて、当時15歳だった少年を施設内で殴ったり蹴ったりしました。

9月9日、大阪地裁は「悪質で常習的な犯行で軽視できないが、事実を認めて反省し、社会的制裁を受けた」などと述べ、懲役1年2か月・執行猶予3年を言い渡しました。

この施設ではおとし、男子中学生（当時13）が送迎中に川で死亡する事故があり、兄の宇津雅美被告（65）が業務上過失致死などの罪に問われ、裁判が続いています。

MBSニュース